

埼玉県職業能力開発審議会関係法令等（抜粋）

○職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）

（都道府県に置く審議会等）

第91条 都道府県は、都道府県職業能力開発計画その他職業能力の開発に関する重要事項を調査審議させるため、条例で、審議会その他の合議制の機関を置くことができる。

2 前項に規定するもののほか、同項の審議会その他の合議制の機関に関し必要な事項は、条例で定める。

○執行機関の附属機関に関する条例（昭和28年4月1日条例第17号）

第2条 法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例の規定により設置されたもの及び

第三項に規定するもののほか、附属機関として置くものは、別表第一のとおりとする。

第6条 附属機関の組織、会議その他附属機関について必要な事項は、法律若しくはこれに基づく政令又はこの条例に定めるもののほか、当該執行機関が定める。

別表第一（第二条関係）

一 知事の附属機関

附属機関名	職務
埼玉県職業能力開発審議会	職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）の定めるところにより、職業能力開発計画その他職業能力の開発に関する重要事項を調査審議する。

○埼玉県職業能力開発審議会規則（平成18年10月13日埼玉県規則第107号）

（趣旨）

第1条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例（昭和28年埼玉県条例第17号）第6条の規定に基づき、埼玉県職業能力開発審議会（以下「審議会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

（委員）

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が委嘱する。

- 一 労働者を代表する者
- 二 事業主を代表する者
- 三 学識経験のある者
- 四 公募に応じた者

2 前項第1号及び第2号に掲げる者のうちから委嘱される委員の数は、同数とする。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(特別委員)

第4条 審議会に、特別委員を置くことができる。

2 特別委員は、関係行政機関の職員のうちから、知事が委嘱する。

3 特別委員は、審議会の会議に出席し、発言することができる。ただし、議決に加わることはできない。

4 前条第3項及び第4項の規定は、特別委員について準用する。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、第3条第1項第3号及び第4号に掲げる者のうちから委嘱された委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、第3条第1項第3号及び第4号に掲げる者のうちから委嘱された委員のうち会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前項の場合において、議長は、委員として議決に加わることはできない。

(関係者の出席)

第7条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、意見を聞くことができる。

(会議の公開)

第8条 審議会の会議は、公開する。ただし、出席した委員の3分の2以上の多数で議決したときは、公開しないことができる。

(議事録)

第9条 議長は、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長のほか、出席した委員のうちから議長が指名する2人の委員が署名しなければならない。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、産業労働部産業人材育成課において処理する。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

1 この規則は、平成18年11月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 埼玉県職業能力開発審議会規則（平成18年規則第45号）は、廃止する。

(原文縦書)